

公取委の調査実務を踏まえた独禁法手続対応・予防法務の勘どころ

～独禁法違反行為を未然に防止するための取り組みや、

発覚した場合に採るべき課徴金減免申請についての留意点も併せて解説～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 2月 5日 (火) 14:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム (東京: 麹町)

《ご案内》

数十件に及ぶ公取委の立入検査対応やリエンシー申請対応に加え、上場企業の外部調査委員の経験を有する弁護士、及び、検察官の経験を有し、捜査機関側の考えを熟知する弁護士のコラボレーション企画が実現しました。独禁法違反事件の対応ポイント(特に課徴金減免申請を見据えた対応のポイント)、捜査実務を踏まえた日本版司法取引等の最新の法制度の対応ポイント、そして予防法務・再発防止のための社内体制整備(社内規程整備や研修実施等)のポイントをまとめて聞くことのできるまたとない機会です。奮ってご応募ください。

講師 岩田合同法律事務所
パートナー弁護士 永口学 氏

講師 岩田合同法律事務所
弁護士 平井太 氏

講師紹介
平成16年東京大学法学部卒業、平成19年弁護士登録。独禁法違反事件への対応(震災復興基金に対する公取委による犯罪捜査等)、課徴金減免申請(リエンシー)等につき多数の実績を有するとともに、下請法違反被疑事件や消費税法違反被疑事件への対応を多く手がけている。また、公取委における審判請求事件における被審人(代理人)を務める等、優越的地位の濫用等を理由とする公取委対応にも多くの経験を有する。企業の危機管理対応にも相当数の実績を有し、社外調査委員及び事務局、社内調査委員、コンプライアンス委員会事務局等を歴任。

講師紹介
平成19年同志社大学法学部卒業、平成22年検察官任官、平成29年弁護士登録。東京地方検察庁、大阪地方検察庁等の検察官として、公職選挙法違反等の刑罰事件や、詐欺、業務上横領等の経済事件を含めた刑事事件全般の捜査、公判業務に従事し、平成29年から、検察官の弁護士職務経歴制度により弁護士登録。弁護士として、企業法務を中心に、独禁法違反事件の課徴金減免申請対応、企業の危機管理対応(第三者委員会による調査等)を手がけている。著作「日本版司法取引と経済犯罪 制度活用における留意点」Business Law Journal 2019年1月号。

《申込方法》 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

| | | | |
|-----|-----------------------|----|-----------------------|
| 正会員 | 34,560円(本体価格 32,000円) | 一般 | 37,800円(本体価格 35,000円) |
|-----|-----------------------|----|-----------------------|

《事業コード: 181886-0303》 独禁法手続対応・予防法務の勘どころ

| | | | |
|-------------|-------------|--|--|
| ふりがな 会社名 | | | |
| 住所 | | | |
| TEL | FAX | | |
| ふりがな ご氏名 | 所 属 職 | | |
| E-mail | | | |

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。(「TOP」→「公開セミナー」→「よくあるご質問」)

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2MFPR 麹町ビル 2F

.....プログラム.....

■開催にあたって■

公正取引委員会(以下「公取委」)による、独禁法違反行為に対する法的措置(排除措置命令、課徴金納付命令等)は、引続き積極的に実施されており、平成29年度は延べ32名の事業者に対して総額18億9210万円の課徴金納付命令が発出されました。このような法的措置及びその前提となる調査についての公取委の積極的な姿勢は、今後も継続することが見込まれます。

公取委が調査を行う際、現状、多くの場合で最初に立入検査(独禁法第47条第1項第4号)という手続が採られます。立入検査は、立入先事業者に対する予告なしに、言わば不意打ち的に行われ、概ね半日ないし1日で完了し、重要な証拠はすべて押収されてしまいます。立入検査に対する対応方針が事前に検討されていなければ、当該事業者の対応は後手に回らざるを得ず、結果として十分な防御活動を行うことができず、大きな不利益を被ることになりかねません。

そこで、本講演では、独禁法の基本的な運用及び公取委による近年の取扱いの傾向を紹介した上で、立入検査及びこれに引き続き実施される手続に対し、事業者としてどのように対応すべきかについて解説いたします。また、事業者において独禁法違反行為が生じないようこれを未然に防止するための取り組みや、万が一発覚してしまった場合に採るべき課徴金減免申請についての留意点などについても併せて解説いたします。

さらには、新たに導入された日本版司法取引や確約手続(平成30年12月30日から導入)の概要についても触れ、この対応についてもご説明したいと思います。

1 独禁法の運用について

- (1) 独禁法の概要及び基礎知識
- (2) 独禁法違反の取扱いに関する公取委の近年の動向

2 公取委への調査対応について

- (1) 立入検査への対応について
- (2) 調査一般への対応について

3 事業者が採るべき措置

- (1) 独禁法違反行為の未然防止措置について
- (2) 課徴金減免申請について

4 新たな制度

- (1) 日本版司法取引の概要と対応上のポイント
- (2) 確約手続と対応上のポイント

5 まとめ・質疑応答

※当日は最新情報を盛り込む関係上、講義内容を若干変更する可能性があります。
※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。